

写

26文科ス第467号
平成26年12月9日

各都道府県教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省スポーツ・青少年局長
久保 公 人

全国学校給食週間の実施について（依頼）

文部科学省では、学校給食の意義、役割等について児童生徒や教職員、保護者、地域住民等の理解と関心を高め、学校給食のより一層の充実発展を図ることを目的に、毎年1月24日から30日までの1週間を全国学校給食週間と定めているところです。

本年度についても、別紙実施要領に基づき実施しますので、教育委員会や学校等において各種取組を推進していただきますようお願いいたします。

なお、このことについて、各都道府県教育委員会教育長におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び学校等に対して、各国立大学法人学長におかれては、その管下の学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては、所管の学校設置株式会社に周知を図るようお願いいたします。

【本件担当】

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課学校給食係
電 話：03(5253)4111（内2694）
FAX：03(6734)3794
E-Mail：shoku@mext.go.jp